

経支第746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年9月1日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アトレ松戸
松戸市松戸字亀井1181番地5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 喜勢陽一
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
- 3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積
148平方メートル
- 4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積
169平方メートル
- 5 荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯の変更
- 6 変更年月日

令和9年4月8日

二 届出年月日

令和8年8月7日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年9月1日から令和9年1月4日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

- 1 意見書の提出期間
令和8年9月1日から令和9年1月4日まで。
- 2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：０４３（２２３）２９３２

ファックス番号：０４３（２２７）４７５７